旧統一協会の債権申出期間の配慮を求める意見書

2026 年３月４日、東京高等裁判所において、世界平和統一家庭連合（旧統一協会）に対する東京地方裁判所の解散命令決定を維持する旨の決定がなされ、旧統一協会の清算手続きが開始されました。現在、旧統一協会に対し、損害賠償等を求める場合、清算人に対し、債権を申し立てる必要があり、その申出期間は、2026 年５月 20 日から 2027 年５月 20 日までの一年間とされています。

しかし、旧統一協会は、東京高裁でも認定されているとおり、「①旧統一教会であることを秘し、『先祖の因縁』などと害悪を告知して対象者の不安をあおるなど、対象者の自由な意思を制限し、適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた上で、献金等を勧誘したり、②対象者やその親族の生活の維持に支障が生じることになるような過大な献金等を勧誘したりするなどの不法行為を行った」団体であるところ、被害者は違法に統一協会の信仰を植え付けられていることから、被害者が自らの被害を自覚し、被害の回復を目指せるようになるまでは、多大な時間を必要とします。

特に、「先祖の因縁」などの害悪を告知され、過大な献金をさせられてきた被害者は、その献金を取り戻そうとすることによって、より深刻な不幸を招いたり、地獄へ落ちたりするのではないか、という不安や恐怖に襲われやすく、団体から脱会している人であっても、損害賠償等を求められるようになるまで、何年もの時間を要することが相当多数に上ります。

また、献金等によって生活の維持に支障が生じることになった信者の身内、特に、いわゆる「宗教二世」の中には、損害賠償等を求めたくても、心身の衰弱のため、すぐには行動することが困難な人や、自身の体験を整理するのに時間がかかる人、複雑な債権申出の方法にすぐにはついていけない人もたいへん多いです。いずれにしても、債権を有すると思われる多くの人たちに対し、一年という短い申出期間を設定することは、甚だ短いと言わざるを得ず、現実的ではありません。

そこで、これらの現状を踏まえた上で、債権申出期間の設定を再度検討していただけるよう、配慮を求めます。また、再検討にあたって、旧統一協会あるいは旧統一協会と同様の偽装勧誘や高額献金等の被害相談を受けてきた弁護士、宗教者、カウンセラー、学者などの専門家、いわゆる「宗教二世」問題に取り組んでいる当事者の意見を、きちんと判断材料に加えていただけることを求めます。

2026 年 10 月１日

日本基督教団カルト問題連絡会